

令和5年度 第8回 高士区地域協議会 次 第

日時：令和6年1月26日(金) 午後6時30分～
会場：高士地区公民館 2階 大会議室

延べ1時間10分

1 開 会

【2分】

2 議 題

(1) 報告事項

・上越市保育園の適正配置等に係る計画（第4期）案について 【10分】

・農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定について 【10分】

(2) 協議事項

【45分】

・地域協議会活動報告会について

3 そ の 他

(1) 次回開催日の確認等

【3分】

【活動報告会】

- 日時 : 2月29日(木) 午後6時30分から
- 会場 : 高士地区公民館 大会議室
- 内容 : 活動報告、意見交換、次期委員の公募説明

【第9回地域協議会】

- 日時 : 3月21日(木) 午後6時30分から
- 会場 : 高士地区公民館 中会議室
- 内容 : 活動報告会の振り返り、4年間の総括

(2) その他

4 閉 会

上越市保育園の適正配置等に係る計画（第4期）案について

1 計画の位置付け

上越市第7次総合計画などの主要計画と整合を図るほか、上越市公共施設等総合管理計画及び上越市公の施設長寿命化計画（基本方針）の個別施設計画に位置付け、保育園の適正配置等に向けた取組を進める。

2 計画期間

令和6年度から令和9年度まで（※）

※ 本計画に位置付ける適正配置等に向けた取組のうち、統合・再編については、整備が長期間に及ぶことも想定されることから、計画期間中において、園舎整備等に係る全ての取組の完了を予定するものではない。

3 保育を取り巻く現状と課題

- (1) 就学前児童数の減少及び入園児童数の偏在化
 - ・人口減少に比例した就学前児童数の減少
 - ・保育園への就園率の上昇
 - ・地域別の就学前児童数と入園児童数の偏在化
- (2) 保育ニーズの多様化
 - ・延長保育の利用児童の増加
 - ・配慮（支援）が必要な児童の増加
- (3) 施設の老朽化と安全な保育環境の確保
 - ・施設等の老朽化
 - ・狭隘な園庭や駐車場
- (4) 民間活力導入の必要性
 - ・民間活力の導入による効果
 - ・民間移管による職員体制の構築

4 これまでの取組内容の検証（第1期～第3期計画）

第1期から第3期までの計画に基づく保育園の統合・再編や民間移管に向けた取組を通じて明らかになった効果と課題を総合的に整理し、その内容を検証した。

5 第4期計画の策定方針

(1) 基本方針

安心して子育てができ、持続可能な保育環境を整える

- ・保育園が、次代を担う子どもたちのすこやかな育ちを促すための子育て支援の拠点として、その役割等を引き続き果たすよう、これまでの計画の基本方針を継承し、公立保育園の統合・再編に取り組む。
- ・私立保育園や認定こども園等の民間活力を利用し、将来にわたって持続可能な保育環境を整えながら、市全体の保育サービスの向上を図る。

(2) 計画推進の考え方

適正な集団生活の場の確保、良好な保育環境の提供及びより質の高い保育サービスの提供の実現に向け、保育を取り巻く現状と課題やこれまでの取組内容の検証を踏まえ、公立保育園の統合・再編と民間移管に取り組む。

(3) 計画推進の手法

①統合・再編

- ・保育園ごとに一定規模の児童数を維持する。
- ・老朽化が著しい施設の整備と合わせて実施する。

②民間移管

- ・多様化する保護者の保育ニーズに対応した保育サービスの向上を図る。
- ・建設地の確保や施設整備等については、市による取組のほか、民間活力の利用に向けた検討も行う。

6 具体的な取組内容

(1) 統合・再編

児童数の減少や施設の老朽化などの課題を解消し、適正な集団生活の場の確保と良好な保育環境の提供の実現を図るため、公立 11 保育園を 3 つの枠組みに整理し、統合・再編に向けた取組を進める。

○大和・和田・三郷の 3 保育園による統合、移転整備

○戸野目・上雲寺・高士・諏訪の 4 保育園による統合、移転整備

○柿崎第一・柿崎第二・上下浜・下黒川の 4 保育園による統合、移転整備

(2) 民間移管

保育ニーズの多様化に対応したより質の高い保育サービスの提供の実現を図るため、統合・再編の対象とした保育園において、民間移管に向けた取組を進める。

◇ 公立保育園一覧（令和5年4月1日現在）（網掛け・ゴシック体で表記した保育園 … 第4期計画における「統合・再編」の対象となる保育園（11園））

区分等	園名	築年数	構造	超過年数	耐用年数超過	借地	災害リスク	認可定員	入園児童数						R9.4推計	R14.4推計	課題等
									H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	増減率(※1)			
和田区 三郷区	大和	51	WS	26	○		洪水	103	102	103	95	96	89	△12.7%	84	84	園舎老朽化、園庭狭隘
	和田	46	WS	21	○			80	54	57	48	48	49	△9.3%	40	40	園舎老朽化
	三郷	43	WS	18	○	○		60	33	29	28	15	17	△48.5%	11	9	園舎老朽化、R9 児童 20 人未満、R14 児童数 2 割超減少(※2)
津有区 高士区 諏訪区	戸野目	50	WS	25	○			100	83	75	74	82	78	△6.0%	70	70	園舎老朽化
	上雲寺	47	WS	22	○			60	47	55	53	55	50	6.4%	48	48	園舎老朽化
	高士	45	WS	20	○			50	38	30	24	24	25	△34.2%	14	11	園舎老朽化、R9 児童 20 人未満、R14 児童数 2 割超減少(※2)
	諏訪	43	WS	18	○	○		40	19	20	18	12	14	△26.3%	12	11	園舎老朽化、R9 児童 20 人未満、R14 児童数 2 割超減少(※2)
柿崎区	柿崎第一	40	RC	△20				100	81	89	87	84	78	△3.7%	64	56	R14 児童数 2 割超減少(※2)
	柿崎第二	37	W	12	○			80	67	54	57	55	50	△25.4%	39	35	園舎老朽化、R14 児童数 2 割超減少(※2)
	上下浜	49	W	24	○			50	41	33	24	19	16	△61.0%	12	12	園舎老朽化、R9 児童 20 人未満、R14 児童数 2 割超減少(※2)
	下黒川	39	W	14	○			50	35	35	31	28	25	△28.6%	20	18	園舎老朽化、R14 児童数 2 割超減少(※2)
第4次計画における統合・再編に向けた取組の対象に含まれない保育園	南新町	48	RC	△12				120	68	58	55	45	36	△47.1%	41	36	外壁や屋上防水、建具、内装等の大規模修繕必要
	東本町	41	RC	△19			洪水	94	71	69	69	68	64	△9.9%	62	55	園庭狭隘
	稲田	39	RC	△21			洪水	60	59	56	53	51	56	△5.1%	51	42	敷地狭隘、R14 児童数 2 割超減少(※2)
	子安	45	WS	20	○		洪水	86	66	74	71	68	71	7.6%	66	55	園舎老朽化、R14 児童数 2 割超減少(※2)
	富岡	40	RC	△20			洪水	76	69	54	50	51	63	△8.7%	50	43	わかくさ保育室賃借、R14 児童数 2 割超減少(※2)
	夷浜	56	WS	31	○	○		40	18	21	20	18	16	△11.1%	16	15	園舎老朽化、R9 児童 20 人未満
	やちほ	26	WS	1	○			110	89	87	87	89	78	△12.4%	82	81	
	有田	34	RC	△26		○	洪水	160	143	131	134	128	133	△7.0%	113	97	外壁や屋上防水等の大規模修繕必要、園庭狭隘、R14 児童数 2 割超減少(※2)
	たにはま	8	W	△17				50	26	22	21	18	22	△15.4%	13	10	R9 児童 20 人未満、R14 児童数 2 割超減少(※2)
	保倉	47	WS	22	○		洪水	70	44	33	33	34	36	△18.2%	33	27	園舎老朽化、R14 児童数 2 割超減少(※2)
	北諏訪	28	WS	3	○	○		80	65	63	57	55	49	△24.6%	46	42	園舎老朽化
	安塚	35	RC	△25		○		40	24	17	16	14	18	△25.0%	16	12	R9 児童 20 人未満、R14 児童数 2 割超減少(※2)
	うらがわら	20	WS	△5			洪水	110	91	89	94	84	72	△20.9%	59	50	R14 児童数 2 割超減少(※2)
	大島	32	RC	△28		○	土砂	40	26	17	18	17	18	△30.8%	14	8	R9 児童 20 人未満、R14 児童数 2 割超減少(※2)
	牧	33	RC	△27			土砂	50	21	19	13	10	7	△66.7%	8	6	R9 児童 20 人未満
	はまっこ	17	RC	△43				180	164	161	153	147	155	△5.5%	126	125	園庭狭隘
	まつかぜ	24	RC	△36				110	99	98	98	99	95	△4.0%	81	81	
	南川	42	RC	△18		○	洪水	160	69	112	126	118	117	69.6%	96	98	
	大養	29	RC	△31				150	137	129	118	112	110	△19.7%	84	84	R14 児童数 2 割超減少(※2)
	明治	27	RC	△33		○		50	33	29	22	28	29	△12.1%	21	21	R14 児童数 2 割超減少(※2)
中郷	39	RC	△21				90	61	54	43	46	43	△29.5%	37	29	R14 児童数 2 割超減少(※2)	
いたくら	16	WS	△9				190	153	141	127	123	118	△22.9%	92	74	R14 児童数 2 割超減少(※2)	
きよさと	21	RC	△39				80	66	68	62	58	52	△21.2%	49	41	R14 児童数 2 割超減少(※2)	

凡例 構造：WS 木造一部鉄骨造 RC 鉄筋コンクリート造 W 木造
耐用年数超過：建物の耐用年数（WS 及び W=25 年、RC=60 年）を超過した施設に○印 借地：民有地の借地がある施設に○印

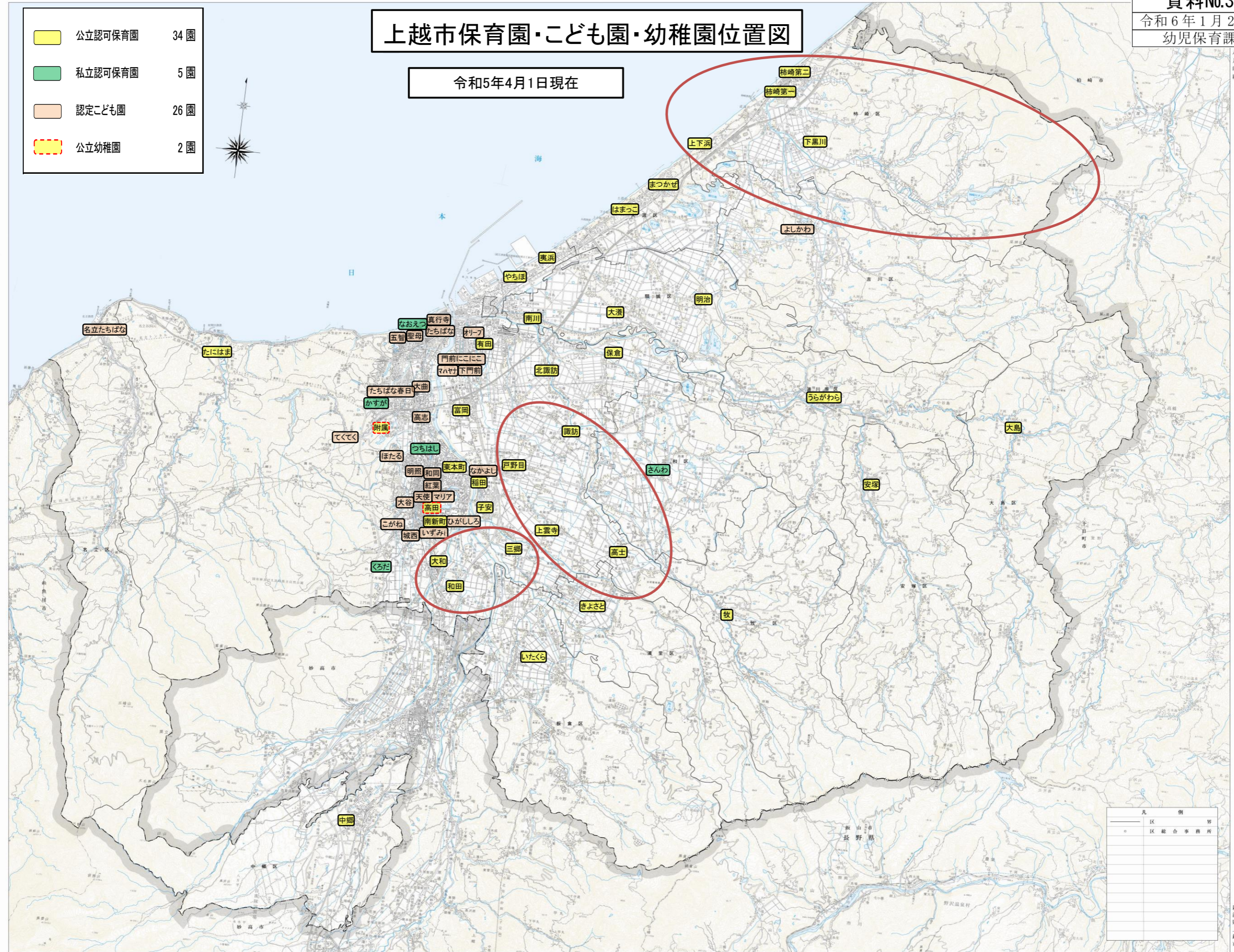
※1 増減率：H31 年 4 月の児童数と比較した R5 年 4 月児童数の増減率
※2 R14 児童数 2 割超減少：R5 年 4 月児童数と比較し、R14 年 4 月児童数が 2 割超減少している園

★上に記載した課題のほか、多くの園で送迎用保護者駐車場や職員用駐車場の不足が課題となっている。

上越市保育園・こども園・幼稚園位置図

令和5年4月1日現在

- 公立認可保育園 34園
- 私立認可保育園 5園
- 認定こども園 26園
- 公立幼稚園 2園



凡 例	
—	区 界
○	区 庁 舎 事 務 所

資料No.4
令和6年1月26日
幼児保育課

(案)

上越市保育園の適正配置等に係る計画

(第4期)

令和6年度～令和9年度

令和6年○月

上越市

上越市保育園の適正配置等に係る計画（第4期）

目次

I	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
II	保育を取り巻く現状と課題	2
1	就学前児童数の減少及び入園児童数の偏在化	2
2	保育ニーズの多様化	6
3	施設の老朽化と安全な保育環境の確保	7
4	民間活力導入の必要性	8
III	これまでの取組内容の検証（第1期～第3期計画）	11
1	適正配置等の効果	11
2	適正配置等の課題	11
IV	第4期計画の策定方針	12
1	基本方針	12
2	計画推進の考え方	12
3	計画推進の手法	12
4	計画推進により想定する効果	13
V	具体的な取組内容	14
1	統合・再編	14
2	民間移管	16
VI	おわりに	17
《 資料編 》 ※		
(1)	施設等の現状	
(2)	これまでの推移	
(3)	人口推計等	
(4)	これまでの取組の検証	
(5)	参考資料	

※ 資料編は作成中のため、未添付

I 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

次代を担う子どもたちのすこやかな育ちを促し、子育て支援の拠点に位置付ける保育園は、少子化の進行に伴い、児童数が減少していることに加え、建築から相当の年数が経過し、老朽化が著しい施設も数多く存在しています。

このような状況を踏まえ、市では、「上越市保育園の再配置等に係る計画（第1期～第3期）」を策定し、保育園の統合・再編や民間移管に向けた取組を進めてきました。

こうした中、市内の保育園への入園状況は、児童数が市全体で減少しており、一部の新たな住宅地等に立地している保育園への入園希望が集中する一方で、中山間地域や周辺部における保育園への入園希望は減少が続き、地域間における入園児童数の偏在化が顕著になっています。

また、核家族化や共働き世帯の増加に伴う保育需要の高まりを受け、3歳未満児の就園率が上昇傾向にあるとともに、開園日や延長保育の拡充など、多様化する保育ニーズに適応した保育サービスの向上が一層求められています。

この「上越市保育園の適正配置等に係る計画（第4期）」は、第1期から第3期までの計画に掲げた基本方針等を継承しつつ、その取組を通じて明らかになった課題に対し、適切に対応するために策定したものであり、子どもたちのすこやかな育ちを支援していくため、将来を見据え、保育園の適正配置等に向けた取組内容を具体的に示した実行計画です。

2 計画の位置付け

本計画は、「上越市第7次総合計画」などの主要計画と整合を図るほか、「上越市公共施設等総合管理計画」及び「上越市公の施設長寿命化計画（基本方針）」の個別施設計画に位置付け、保育園の適正配置等に向けた取組を進めます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

これは、3歳未満児の就園率が上昇傾向にあることを始め、市全体の入園動向とその影響等を的確に把握し、計画の実効性を高めるため、比較的短期の計画期間を設定するものです。

ただし、本計画に位置付ける適正配置等に向けた取組のうち、統合・再編については、既存園舎を統合・移転の上、新たな保育園を整備する予定としており、整備が長期間に及ぶことも想定していることから、計画期間中において、園舎整備等に係る全ての取組の完了を予定するものではありません。

また、計画期間中において、適正配置等に向けた取組の対象外とした施設についても、入園児童数の推移や施設の老朽化などを踏まえ、継続的に保護者等との協議を実施し、今後の方向性を検討していきます。

Ⅱ 保育を取り巻く現状と課題

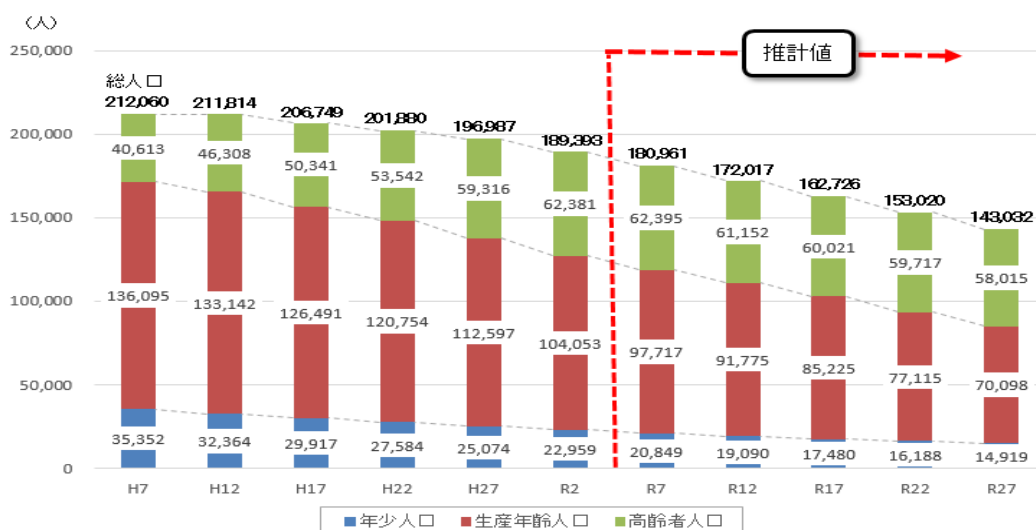
1 就学前児童数の減少及び入園児童数の偏在化

(1) 現状分析

① 人口減少に比例した就学前児童数の減少

市全体で人口減少が続く中で、0～14歳の年少人口も年々減少し、令和7年には20,849人、さらに、その20年後の令和27年には14,919人にまで減少することが見込まれています。

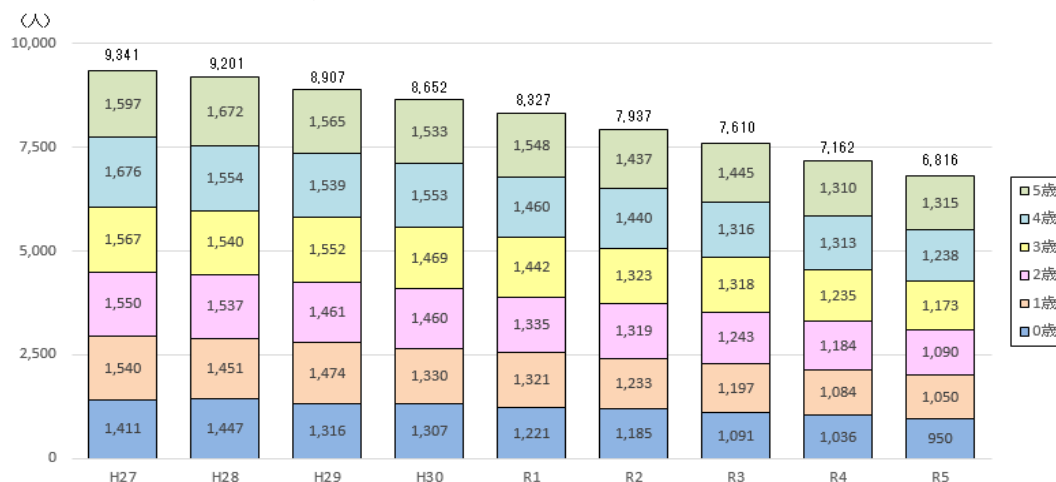
<上越市の将来推計人口>



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」（不詳者除く）

さらに、就学前児童数は、令和5年4月現在、6,816人で、第2期計画初年度の平成27年の9,341人から2,525人減少しており、少子化の進行に伴う就学前児童数の減少が顕著になっています。

<就学前児童数の推移>



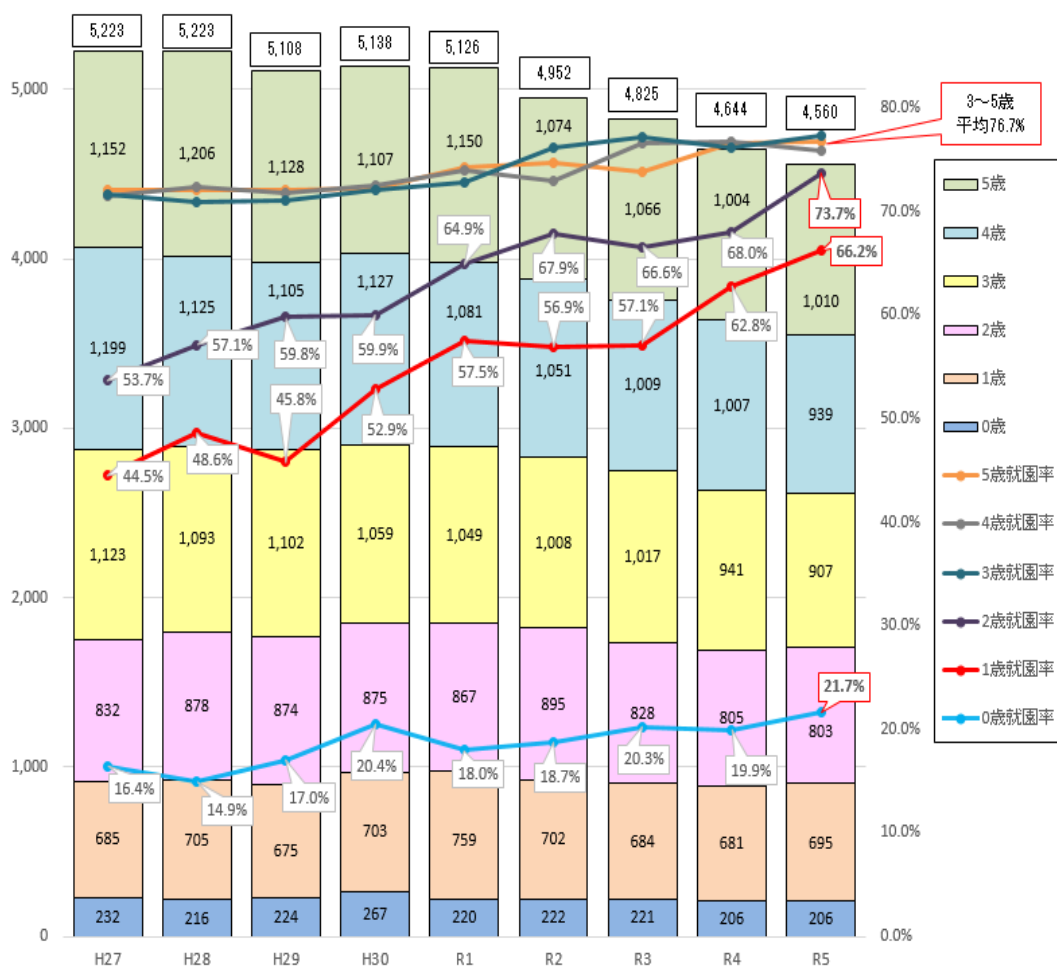
出典：幼児保育課「児童数実績値(基準日：令和5年4月1日)」

② 保育園への就園率の上昇

就学前児童数が減少している一方で、入園児童数は、令和5年4月現在、4,560人と、平成27年との比較で663人の減少に止まっており、就学前児童数の減少数(2,525人)と比較しても緩やかな減少傾向にあります。これは、保護者の就労環境の変化に伴い、3歳未満児のうち、特に1歳児と2歳児の就園率の上昇が顕著になっていることが主な要因と考えられます。

今後も就学前児童数は減少する一方で、3歳未満児の入園児童数は、横ばいで推移するものと見込んでいます。

<入園児童数と年齢別就園率の推移>



出典：幼児保育課「児童数実績値(基準日：令和5年4月1日)」

③ 地域別の就学前児童数と入園児童数の偏在化

地域別の就学前児童数は、令和5年4月現在、第3期計画初年度の平成31年（4月時点）との比較で、新たな住宅地の造成等が進んだ和田区を除き、市内全域で減少しています。

また、入園児童数は、就学前児童数と同様に、市内全域で減少傾向にあります。また、和田区や直江津区など、増加している地域も一部にあります。

その一方で、中山間地域や周辺部については、その減少率が50%を上回る地域もあることから、地域間における入園児童数の偏在化がより一層顕著になっています。

<地域自治区別の就学前児童数と入園児童数の推移>

地域自治区		全体				内3歳未満児			
		H31.4	R5.4	差引	増減率(%)	H31.4	R5.4	差引	増減率(%)
高田区	就学前児童数	1,093	924	△ 169	△ 15.5	486	421	△ 65	△ 13.4
	入園児童数	579	498	△ 81	△ 14.0	207	189	△ 18	△ 8.7
	就園率(%)	53.0	53.9	0.9		42.6	44.9	2.3	
新道区	就学前児童数	450	394	△ 56	△ 12.4	226	194	△ 32	△ 14.2
	入園児童数	258	251	△ 7	△ 2.7	100	104	4	4.0
	就園率(%)	57.3	63.7	6.4		44.2	53.6	9.4	
金谷区	就学前児童数	605	475	△ 130	△ 21.5	254	190	△ 64	△ 25.2
	入園児童数	376	311	△ 65	△ 17.3	129	113	△ 16	△ 12.4
	就園率(%)	62.1	65.5	3.4		50.8	59.5	8.7	
諏訪区	就学前児童数	21	19	△ 2	△ 9.5	7	9	2	28.6
	入園児童数	14	17	3	21.4	2	8	6	300.0
	就園率(%)	66.7	89.5	22.8		28.6	88.9	60.3	
和田区	就学前児童数	303	309	6	2.0	140	135	△ 5	△ 3.6
	入園児童数	179	210	31	17.3	61	79	18	29.5
	就園率(%)	59.1	68.0	8.9		43.6	58.5	14.9	
津有区	就学前児童数	223	193	△ 30	△ 13.5	109	97	△ 12	△ 11.0
	入園児童数	152	157	5	3.3	52	67	15	28.8
	就園率(%)	68.2	81.3	13.1		47.7	69.1	21.4	
春日区	就学前児童数	1,257	1,142	△ 115	△ 9.1	592	538	△ 54	△ 9.1
	入園児童数	731	692	△ 39	△ 5.3	283	272	△ 11	△ 3.9
	就園率(%)	58.2	60.6	2.4		47.8	50.6	2.8	
三郷区	就学前児童数	52	24	△ 28	△ 53.8	18	11	△ 7	△ 38.9
	入園児童数	34	15	△ 19	△ 55.9	6	3	△ 3	△ 50.0
	就園率(%)	65.4	62.5	△ 2.9		33.3	27.3	△ 6.0	
高士区	就学前児童数	49	24	△ 25	△ 51.0	18	6	△ 12	△ 66.7
	入園児童数	39	24	△ 15	△ 38.5	11	6	△ 5	△ 45.5
	就園率(%)	79.6	100.0	20.4		61.1	100.0	38.9	
直江津区	就学前児童数	780	697	△ 83	△ 10.6	387	322	△ 65	△ 16.8
	入園児童数	407	458	51	12.5	174	187	13	7.5
	就園率(%)	52.2	65.7	13.5		45.0	58.1	13.1	
有田区	就学前児童数	1,113	800	△ 313	△ 28.1	552	379	△ 173	△ 31.3
	入園児童数	593	477	△ 116	△ 19.6	253	181	△ 72	△ 28.5
	就園率(%)	53.3	59.6	6.3		45.8	47.8	2.0	
八千浦区	就学前児童数	180	139	△ 41	△ 22.8	93	62	△ 31	△ 33.3
	入園児童数	118	101	△ 17	△ 14.4	51	35	△ 16	△ 31.4
	就園率(%)	65.6	72.7	7.1		54.8	56.5	1.7	
保倉区	就学前児童数	75	66	△ 9	△ 12.0	29	32	3	10.3
	入園児童数	52	49	△ 3	△ 5.8	15	20	5	33.3
	就園率(%)	69.3	74.2	4.9		51.7	62.5	10.8	
北諏訪区	就学前児童数	65	46	△ 19	△ 29.2	31	22	△ 9	△ 29.0
	入園児童数	41	38	△ 3	△ 7.3	12	15	3	25.0
	就園率(%)	63.1	82.6	19.5		38.7	68.2	29.5	
谷浜・桑取区	就学前児童数	32	21	△ 11	△ 34.4	10	9	△ 1	△ 10.0
	入園児童数	25	20	△ 5	△ 20.0	7	8	1	14.3
	就園率(%)	78.1	95.2	17.1		70.0	88.9	18.9	
15区計	就学前児童数	6,298	5,273	△ 1,025	△ 16.3	2,952	2,427	△ 525	△ 17.8
	入園児童数	3,598	3,318	△ 280	△ 7.8	1,363	1,287	△ 76	△ 5.6
	就園率(%)	57.1	62.9	5.8		46.2	53.0	6.9	

地域 自治区		全体				内3歳未満児			
		H31.4	R5.4	差引	増減率(%)	H31.4	R5.4	差引	増減率(%)
安塚区	就学前児童数	31	28	△3	△9.7	12	15	3	25.0
	入園児童数	24	19	△5	△20.8	5	7	2	40.0
	就園率(%)	77.4	67.9	△9.5		41.7	46.7	5.0	
浦川原区	就学前児童数	114	83	△31	△27.2	54	37	△17	△31.5
	入園児童数	85	69	△16	△18.8	28	24	△4	△14.3
	就園率(%)	74.6	83.1	8.5		51.9	64.9	13.0	
大島区	就学前児童数	30	22	△8	△26.7	14	11	△3	△21.4
	入園児童数	27	18	△9	△33.3	11	7	△4	△36.4
	就園率(%)	90.0	81.8	△8.2		78.6	63.6	△15.0	
牧区	就学前児童数	28	12	△16	△57.1	9	6	△3	△33.3
	入園児童数	24	7	△17	△70.8	5	1	△4	△80.0
	就園率(%)	85.7	58.3	△27.4		55.6	16.7	△38.9	
柿崎区	就学前児童数	303	224	△79	△26.1	148	92	△56	△37.8
	入園児童数	236	184	△52	△22.0	81	53	△28	△34.6
	就園率(%)	77.9	82.1	4.2		54.7	57.6	2.9	
大湊区	就学前児童数	369	323	△46	△12.5	161	145	△16	△9.9
	入園児童数	271	263	△8	△3.0	78	98	20	25.6
	就園率(%)	73.4	81.4	8.0		48.4	67.6	19.2	
頸城区	就学前児童数	397	343	△54	△13.6	193	149	△44	△22.8
	入園児童数	284	266	△18	△6.3	102	91	△11	△10.8
	就園率(%)	71.5	77.6	6.1		52.8	61.1	8.3	
吉川区	就学前児童数	90	56	△34	△37.8	43	23	△20	△46.5
	入園児童数	65	43	△22	△33.8	20	15	△5	△25.0
	就園率(%)	72.2	76.8	4.6		46.5	65.2	18.7	
中郷区	就学前児童数	94	57	△37	△39.4	44	21	△23	△52.3
	入園児童数	61	43	△18	△29.5	14	9	△5	△35.7
	就園率(%)	64.9	75.4	10.5		31.8	42.9	11.1	
板倉区	就学前児童数	213	144	△69	△32.4	91	56	△35	△38.5
	入園児童数	165	114	△51	△30.9	49	33	△16	△32.7
	就園率(%)	77.5	79.2	1.7		53.8	58.9	5.1	
清里区	就学前児童数	83	59	△24	△28.9	33	27	△6	△18.2
	入園児童数	64	50	△14	△21.9	16	18	2	12.5
	就園率(%)	77.1	84.7	7.6		48.5	66.7	18.2	
三和区	就学前児童数	208	142	△66	△31.7	94	55	△39	△41.5
	入園児童数	167	123	△44	△26.3	58	40	△18	△31.0
	就園率(%)	80.3	86.6	6.3		61.7	72.7	11.0	
名立区	就学前児童数	69	50	△19	△27.5	29	26	△3	△10.3
	入園児童数	55	43	△12	△21.8	16	21	5	31.3
	就園率(%)	79.7	86.0	6.3		55.2	80.8	25.6	
13区計	就学前児童数	2,029	1,543	△486	△24.0	925	663	△262	△28.3
	入園児童数	1,528	1,242	△286	△18.7	483	417	△66	△13.7
	就園率(%)	75.3	80.5	5.2		52.2	62.9	10.7	
合計	就学前児童数	8,327	6,816	△1,511	△18.1	3,877	3,090	△787	△20.3
	入園児童数	5,126	4,560	△566	△11.0	1,846	1,704	△142	△7.7
	就園率(%)	61.6	66.9	5.3		47.6	55.1	7.5	

※ 表の値は、表示単位未満で調整しているため、総数とその内訳が一致しない場合がある

※ 各児童数に、教育給付の児童は含まない

(2) 現状を踏まえた課題

- ① 就学前児童数等の適正な将来推計
- ② 3歳未満児を中心とした就園率の上昇に伴う受入体制の強化
- ③ 入園児童数の偏在化に対応した集団生活の場の確保

2 保育ニーズの多様化

(1) 現状分析

① 延長保育の利用児童の増加

核家族化の進行や共働き世帯の増加など、保護者の就労形態の多様化に伴い、3歳未満児を中心に就園率が上昇しています。また、延長保育の利用児童数は、令和2年度から減少傾向にありましたが、令和4年度は、増加に転じました。

<延長保育（7時型）の実施状況及び利用児童数の推移>

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延長保育 (7時型)	実施数(か所)	61	59	60	61
	利用児童数(人)	46,773	37,877	36,376	45,072

※公立保育園、私立保育園及び認定こども園の実績を合計したもの

② 配慮（支援）が必要な児童の増加

発育の遅れや障害等により配慮（支援）を必要とする児童数が増加傾向にあるとともに、入園児童数に占める割合も増加傾向にあります。

<配慮（支援）が必要な児童数の推移>

(各年4月現在 単位：人)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公立保育園	147	188	113	129
私立保育園	70	66	65	83
認定こども園	20	23	16	70
合 計	237	277	194	282
入園児童数に 占める割合(%)	4.62	5.59	4.02	6.07

土曜保育については、集計を開始した令和2年度から利用児童数が減少傾向にありますが、保護者の利用ニーズを適切に把握した上で、保育サービスの向上と保育士等の負担軽減の観点から、事業の拡充に向けては、慎重に検討していく必要があります。

<土曜保育の利用児童数の推移>

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年9月まで
利用児童数(人)	6,609	4,859	4,418	2,485

(2) 現状を踏まえた課題

- ① 保育ニーズの多様化に伴う受入体制の強化
 - ・延長保育の利用児童及び配慮（支援）が必要な児童の増加に伴い、必要となる保育士及び看護師等の人材確保
- ② 利用実態を踏まえた土曜保育の実施方法等の検討

3 施設の老朽化と安全な保育環境の確保

(1) 現状分析

① 施設等の老朽化

令和5年4月現在、公立保育園34園のうち、耐用年数を超過している施設は、15園となっており、全体の4割以上を占めています。

<公立保育園の耐用年数の超過状況> (令和5年4月現在)

区分	耐用年数内	耐用年数超過	合計
木造 (耐用年数25年)	3	15	18
鉄筋コンクリート造 (耐用年数60年)	16	0	16
合計	19	15	34

② 狭隘な園庭や駐車場

建築から相当の年数が経過している施設は、老朽化が著しい状況にあることに加え、0、1歳児に必要な乳児室や設備等が十分に確保されていないほか、園庭や送迎時における車両の駐車スペースが不足している実態があります。

なお、本計画において、適正配置等に向けた取組の対象としていない施設については、耐用年数を超過している5園を含め、耐震補強工事などの長寿命化対策を講じてきたところであり、引き続き安全な保育環境を確保するために、必要な修繕等を計画的に実施していきます。

(2) 現状を踏まえた課題

- ① 耐用年数を超過した施設等の老朽化
 - ・施設の老朽化や不具合等に係る適切な状況把握と計画的な修繕の実施
- ② 狭隘な園庭や駐車場における安全対策の徹底

4 民間活力導入の必要性

(1) 現状分析

① 民間移管園の保護者アンケート結果（令和4年12月実施）

令和4年4月に民間移管した4保育園（つちはし、かすが、なおえつ、さんわ）の保護者を対象としたアンケート調査では、民間移管後の保育園の運営に関しては、「満足」が高い結果となりました。項目別では、「給食」、「職員の児童への接し方」の順で満足度が高い結果となりました。

民間移管によって、公立保育園での保育サービスの水準を維持しながら、私立保育園としての特色ある保育を取り入れていくことで、良好な保育の質を確保していることが、保護者からの一定の評価につながっているものと分析しています。

<民間移管園の保護者アンケート結果（満足度等）>

設問内容等			4園合計
①※	保育内容	満足	64.9%
		不満	14.9%
②※	民間移管前と比べ保育内容が良くなった （または「あまり変わらない」）		66.2%
	民間移管前と比べ保育内容が悪くなった		18.6%
③	職員の児童への接し方	満足	80.6%
		不満	5.1%
④	職員の保護者への接し方	満足	77.0%
		不満	6.5%
⑤	園からの情報提供	満足	71.4%
		不満	12.6%
⑥	行事	満足	76.3%
		不満	10.4%
⑦	給食	満足	87.2%
		不満	1.7%

【設問内容等の補足】

- ・上表の「満足」の割合は、アンケートにおける「大変満足」と「おおむね満足」の合算
- ・上表の「不満」の割合は、アンケートにおける「大変不満」と「やや不満」の合算
- ・上表に示した回答以外は「どちらでもない」（②は「わからない」）の回答
- ・※は、民間移管前から在園していた児童の保護者への設問

② 民間活力導入による効果

ア 児童・保護者

- ・入園時における保護者の選択肢が拡大
 - 365日、または朝7時から開園している園もあるなど、保護者の就労形態に応じた園を選択できます。
 - 外部講師による体操、英語及びIT機器を活用した教育等を実施することで、保護者の考え方に応じた園を選択できます。
- ・保護者の保育ニーズへの迅速な対応
 - 園長による意思決定が機動的に行われ、保護者の保育ニーズに合わせて、迅速に対応することができます。
- ・園との関係性の継続
 - 園長や保育士等が長く在籍することで、卒園後を含め、園との関係性を長期間に渡り継続することができます。
- ・園バスの運行と園外保育での活用
 - バスを所有している園は、通園時の利用を始め、園外保育にも積極的に利用することができます。
- ・その他
 - 「選ばれる保育園」を目指し、各園が互いに切磋琢磨することで、より質の高い保育サービスを受けることができます。

イ 民間法人

- ・保育事業への参入により、法人経営上の幅が広がります。
- ・複数の園を運営することにより、保育士等の勤務先の幅も広がり、園相互の応援体制が構築できるなどのスケールメリットが働くことにより、経営基盤の安定化を図ることができます。
- ・障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉など、複数の福祉サービスを運営する法人においては、施設利用者間の交流を図ることができます。

ウ 市

- ・私立保育園の運営に要する費用については、国や県から補助金等が交付されるため、民間移管した場合において、市の財政負担（一般財源）は、公立保育園の4分の1程度に縮減されます。
- ・施設整備に要する費用についても、市が全額負担する公立保育園に対し、私立保育園は、国や県から補助金等が交付されます。

< 児童一人当たりの費用比較（令和4年度決算） >

区分	児童数 (人)	経費 (千円)	財源内訳（千円）					
			一般 財源	構成比 (%)	国・県 補助金等	構成比 (%)	保育料 ほか	構成比 (%)
公立	1,999	1,877	1,658	88.3	88	4.7	131	7.0
私立	2,642	1,409	379	26.9	989	70.2	41	2.9

③ 民間移管による職員体制の構築

- ・全国的にも保育を担う人材不足が顕在化している中、当市においても、保育現場への十分な人員配置に苦慮している状況を踏まえて、引き続き保育園の安定的な運営を図るため、令和5年4月に設置した「上越市保育士等人材バンク」を積極的に活用するなど、保育士等の人材確保に努めていく必要があります。
- ・令和4年4月の民間移管においては、公立保育園の非正規保育士（会計年度任用職員）が民間法人の正規職員として採用されています。

(2) 現状を踏まえた課題

- ① 特色ある保育等の実施に伴う効果の整理
- ② 安定的な職員体制の構築と保育士等の人材確保
- ③ 児童や保護者等の民間移管に対する不安感の解消

Ⅲ これまでの取組内容の検証（第1期～第3期計画）

第4期計画の策定にあたり、第1期から第3期までの計画に基づく保育園の統合・再編や民間移管に向けた取組を通じて明らかになった効果と課題を総合的に整理し、その内容を検証しました。

1 適正配置等の効果

(1) 統合・再編

- ① 適正規模による集団生活の実施
- ② 老朽化した施設の優先的な整備による保育環境の改善

(2) 民間移管

- ① 開園日や延長保育の拡充等に係る保育サービス向上
- ② 民間移管に伴う市の財政負担（一般財源）の削減

2 適正配置等の課題

(1) 統合・再編

- ① 地域や保護者等、関係者との合意形成
- ② 災害リスク等を考慮した適切な建設地の確保
- ③ 施設整備に要する財源確保及び建設コストの縮減に向けた検討

(2) 民間移管

- ① 移管先民間法人における保育士等の確保
- ② 円滑な移管等に向けたより有効な支援策の検討

IV 第4期計画の策定方針

1 基本方針

安心して子育てができ、持続可能な保育環境を整える

保育園が、次代を担う子どもたちのすこやかな育ちを促すための子育て支援の拠点として、その役割等を引き続き果たすよう、第1期から第3期までの計画の基本方針を継承し、公立保育園の統合・再編に取り組みます。

また、私立保育園や認定こども園等の民間活力を利用し、将来にわたって持続可能な保育環境を整えながら、市全体の保育サービスの向上を図ります。

2 計画推進の考え方

適正な集団生活の場の確保、良好な保育環境の提供及びより質の高い保育サービスの提供の実現に向け、保育を取り巻く現状と課題やこれまでの取組内容の検証を踏まえ、公立保育園の統合・再編と民間移管に取り組みます。

3 計画推進の手法

各保育園の現状と課題等を基に、統合・再編の優先順位や民間移管の実現性等をそれぞれ検討した上で、具体的な取組を推進します。

(1) 統合・再編

- ・ 保育園ごとに集団生活に適した一定規模の児童数を維持します。
- ・ 老朽化が著しい施設の整備と合わせて実施します。

<統合・再編の対象園選定に係るポイント>

- ・ 児童数規模及び入園児童数の推移
- ・ 施設の老朽化及び園庭や駐車場の狭隘化の状況
- ・ 施設周辺の状況（周辺の私立保育園等への影響）
- ・ 隣接する保育園との距離
- ・ 保護者及び地域の皆さんの意向

(2) 民間移管

- ・多様化する保護者の保育ニーズに対応した保育サービスの向上を図ります。
- ・建設地の確保や施設整備等について、市が行うことに合わせて、民間活力の利用を検討します。

<民間移管の対象園選定に係るポイント>

- ・児童数規模及び入園児童数の推移
- ・受入れに係る民間法人の意向及び安定的な保育園の運営
- ・施設周辺の状況（周辺の私立保育園等への影響）
- ・保護者及び地域の皆さんの意向

(3) 適正配置等の対象外保育園の維持管理

本計画において、統合・再編及び民間移管の対象としていない保育園についても、計画的な修繕等を行い、適切な維持管理に努めます。

また、入園児童数の推移や施設の老朽化などを踏まえ、将来的な適正配置等も見据えた中で、保護者等との協議を実施し、今後の方向性を継続的に検討していきます。

4 計画推進により想定する効果

(1) 適正な集団生活の場の確保

適正な規模による集団生活の場が確保されることにより、共感力や協調性を育むとともに、知識や技能の獲得や多様性への理解など、より高い社会性を身につけることが期待されます。

(2) 良好な保育環境の提供

保育園への就園率が上昇傾向にある中、施設の老朽化や不具合等が生じている保育園を改築することで、良好な保育環境が提供されるとともに、3歳未満児を中心とした受入体制の強化が図られます。

(3) より質の高い保育サービスの提供

延長保育等に係る保護者の保育ニーズを適正に把握した上で、迅速な対応に努めることで、より質の高い保育サービスの提供が図られます。

V 具体的な取組内容

1 統合・再編

児童数の減少や施設の老朽化などの課題を解消し、適正な集団生活の場の確保と良好な保育環境の提供の実現を図るため、公立 11 保育園を 3 つの枠組みに整理し、統合・再編に向けた取組を進めます。

(1) 大和・和田・三郷の 3 保育園による統合、移転整備

城西中学校区の一部における公立 3 保育園による枠組みに基づき、統合・再編に向けた具体的な取組を推進します。

[施設の概況]

(令和 5 年 4 月現在)

保育園名	児童数	建築経過年数	建築年月	耐用年数 超過状況	構造
大和保育園	89 人	51 年	昭和 47 年 3 月	○	木造一部 鉄骨造
和田保育園	49 人	46 年	昭和 51 年 10 月	○	
三郷保育園	17 人	43 年	昭和 55 年 2 月	○	

いずれの施設も、耐用年数を超過し、老朽化が著しい状況にあります。入園児童数については、3 保育園とも減少傾向にありますが、三郷保育園において、その減少が顕著になっており、同年齢児童による集団生活の実施が一部で難しい状況になっています。

また、大和保育園では、園庭や駐車場、そして、周辺道路が狭隘であり、児童の送迎時等に支障が生じています。

(2) 戸野目・上雲寺・高士・諏訪の4保育園による統合、移転整備

雄志中学校区における公立4保育園による枠組みに基づき、統合・再編に向けた具体的な取組を推進します。

[施設の概況]

(令和5年4月現在)

保育園名	児童数	建築経過年数	建築年月	耐用年数 超過状況	構造
戸野目保育園	78人	50年	昭和47年11月	○	木造一部 鉄骨造
上雲寺保育園	50人	47年	昭和51年4月	○	
高士保育園	25人	45年	昭和53年3月	○	
諏訪保育園	14人	43年	昭和55年2月	○	

いずれの施設も、耐用年数を超過し、老朽化が著しい状況にあります。入園児童数については、高士及び諏訪保育園において、その減少が顕著になっており、同年齢児童による集団生活の実施が一部で難しい状況になっています。

また、戸野目及び上雲寺保育園では、駐車場不足に伴い、園庭の一部を職員が使用しているため、園庭を使用した保育活動に制限があります。

(3) 柿崎第一・柿崎第二・上下浜・下黒川の4保育園による統合、移転整備

柿崎区内における公立4保育園による枠組みに基づき、統合・再編に向けた具体的な取組を推進します。

[施設の概況]

(令和5年4月現在)

保育園名	児童数	建築経過年数	建築年	耐用年数 超過状況	構造
柿崎第一保育園	78人	40年	昭和58年2月	—	鉄筋 コンクリート造
柿崎第二保育園	50人	37年	昭和60年12月	○	木造
上下浜保育園	16人	49年	昭和49年3月	○	
下黒川保育園	25人	39年	昭和58年12月	○	

鉄筋コンクリート造の柿崎第一保育園を除く3保育園については、耐用年数を超過し、老朽化が著しい状況にあります。入園児童数については、4保育園とも減少傾向にあります。同じく柿崎第一保育園を除く3保育園において、その減少が顕著になっており、同年齢児童による集団生活の実施が一部で難しい状況になっています。

また、柿崎第一保育園では、駐車場不足に伴い、児童送迎時等においては、敷地内の通路に縦列駐車している状況にあります。

2 民間移管

保育ニーズの多様化に対応したより質の高い保育サービスの提供の実現を図るため、統合・再編の対象とした保育園において、民間移管に向けた取組を進めます。

(1) 民間活力導入による効果の整理

民間移管に向けた取組の推進にあたっては、令和4年4月に民間移管した4保育園の状況について、引き続き保護者アンケートの実施などにより、その把握等に努めるとともに、民間活力導入による効果を整理していきます。

(2) 民間法人の意向の確認

本計画において、統合・再編の対象とした公立11保育園を3つの枠組みに整理した新しい保育園の受入れを希望する民間法人の意向等を確認しながら、市としての民間移管に向けた実現性を検討します。

なお、民間法人の意向確認については、市内の私立保育園運営法人等を対象に、令和4年7月以降、段階的に実施しています。この中で、統合・再編後の新しい保育園の建設地確保や施設整備等に要する対応の可否についても確認しており、それら対応については、市による取組のほか、民間活力の利用に向けた検討も行っています。

(3) 保護者等の意向の把握

民間法人による意向等を踏まえ、対象となる保育園の保護者や地域に対し、民間移管に関する説明を順次実施し、保護者等の民間移管に関する意向を把握します。

(4) 事業者選定委員会の実施及び民間法人の公募等

移管可能な民間法人の選定にあたっては、公平性と透明性を確保する観点から、学識、財務及び保育関係者のほか、子育てに関わる市民及び地域代表などの有識者等から組織される「上越市保育園の民間移管に関する事業者選定委員会」を設置し、経営の安定性や運営体制の確保等、複数の評価項目を設定するとともに、民間法人の選定基準や公募に係る募集要項を定め、受入れを希望する民間法人を公募、審査の上、選定します。

(5) 民間移管前の対応

民間移管前の準備期間において、保護者、選定された民間法人及び市の三者間で、継続的に移管後の保育園における保育内容に関する協議を実施するとともに、民間法人が採用する保育士等の公立保育園での合同保育の実施を通じ、児童や保護者との関係性の構築や不安感の解消を図り、円滑な引継ぎを行います。

VI おわりに

今後、保育を取り巻く環境は、少子化の更なる進行を始めとする社会情勢の変化に伴い、一層の多様化が想定されます。

そのためには、保育園の適正配置等に向けた具体的な取組を進め、市内における保育サービスの向上を目指し、その成果が確実に導かれるように努めていかなければなりません。

また、今後、安定的な保育需要が見込まれる地域における公立保育園の民間移管を進める一方で、保育需要が比較的低い中山間地域や周辺部における保育を公立保育園が担うなど、保育サービスの提供等に係る体制と役割を再構築する時期を迎えているものと考えます。

さらには、保育園の適正配置等の取組を通じ、保護者が安心して子育てができ、持続可能な保育環境の実現に向けた取組を推進するとともに、次代を担う子どもたちが、すこやかに成長できるように、より質の高い保育の確保に努めてまいります。

上越市保育園の適正配置等に係る計画（案）
（第4期：令和6年度～令和9年度）
（令和6年○月策定）

発行：新潟県上越市

編集：上越市こども・子育て部 幼児保育課

〒943-8601 新潟県上越市木田 1-1-3

電話 025-526-5111（代表）

025-520-5723（直通）

URL <https://www.city.joetsu.niigata.jp>

統合・再編の枠組み及び新園建設候補地選定について

1 統合・再編の枠組みについて

保育園の今後の方向性に関する意向調査の結果（※）等を受け、以下の枠組みによる統合・移転整備を行う。

➢雄志中学校区における公立4保育園（戸野目保育園、上雲寺保育園、高士保育園、諏訪保育園）

※ 参考：保育園の今後の方向性に関する意向調査の結果（R5.10保護者配布）

意向	戸野目保育園		上雲寺保育園		高士保育園		諏訪保育園		4保育園合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
賛成	15	29.4%	6	17.6%	12	57.1%	4	33.3%	37	31.4%
やや賛成	19	37.2%	17	50.0%	3	14.3%	4	33.3%	43	36.4%
やや反対	6	11.8%	2	5.9%	2	9.5%	1	8.3%	11	9.3%
反対	3	5.9%	4	11.8%	1	4.8%	1	8.3%	9	7.6%
分からない	8	15.7%	5	14.7%	3	14.3%	2	16.8%	18	15.3%
計	51	100.0%	34	100.0%	21	100.0%	12	100.0%	118	100.0%

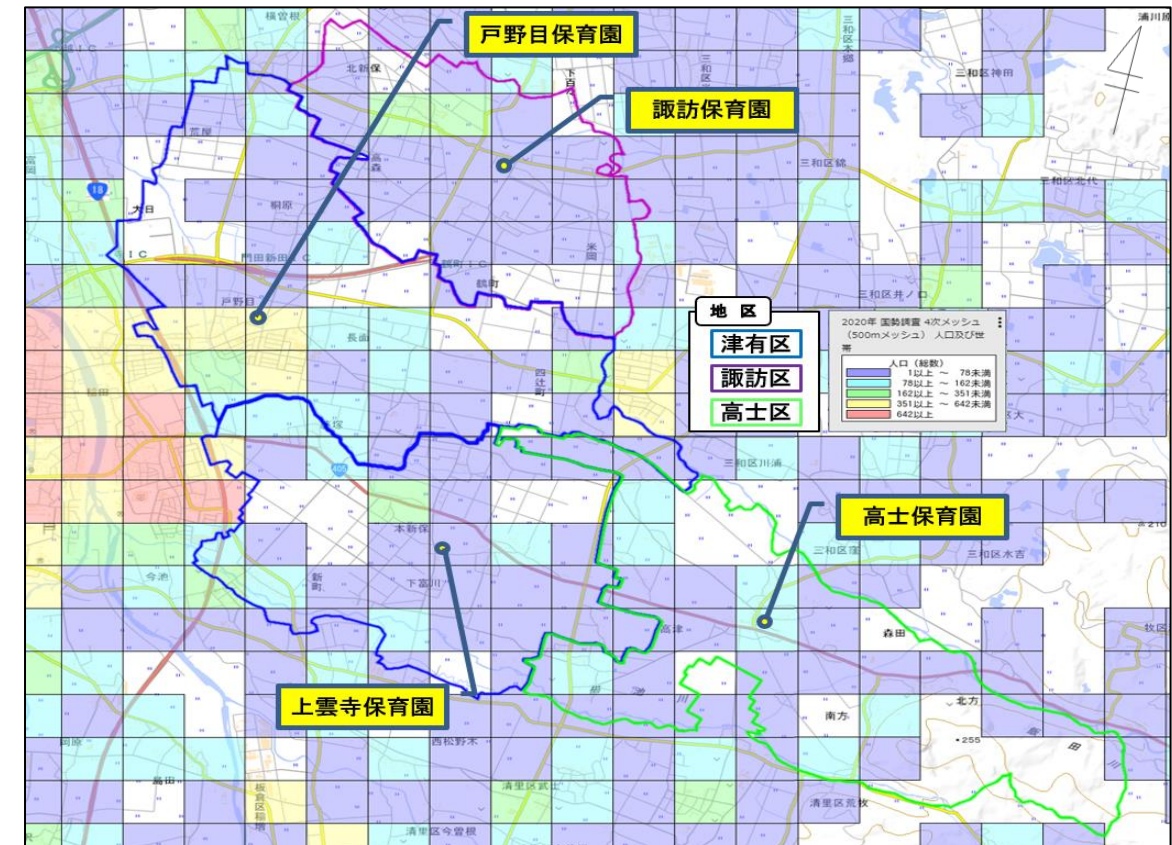
2 新園建設候補地選定について

（候補地選定の考え）

各園の施設課題及び意向調査での主な意見を基に検討する。

- ◆エリア ➢ 地区内に所在する。
- ◆人口分布 ➢ より多くの方が居住している。
- ◆災害リスク ➢ 災害リスクが低い（又は避難所が近い）。
- ◆敷地面積 ➢ 最低5,000㎡前後を確保する。
- ◆周辺道路 ➢ 一定の道路幅を確保する。
- ◆所有者 ➢ 公有地を優先する（該当地が無い場合は私有地）。

（人口分布）

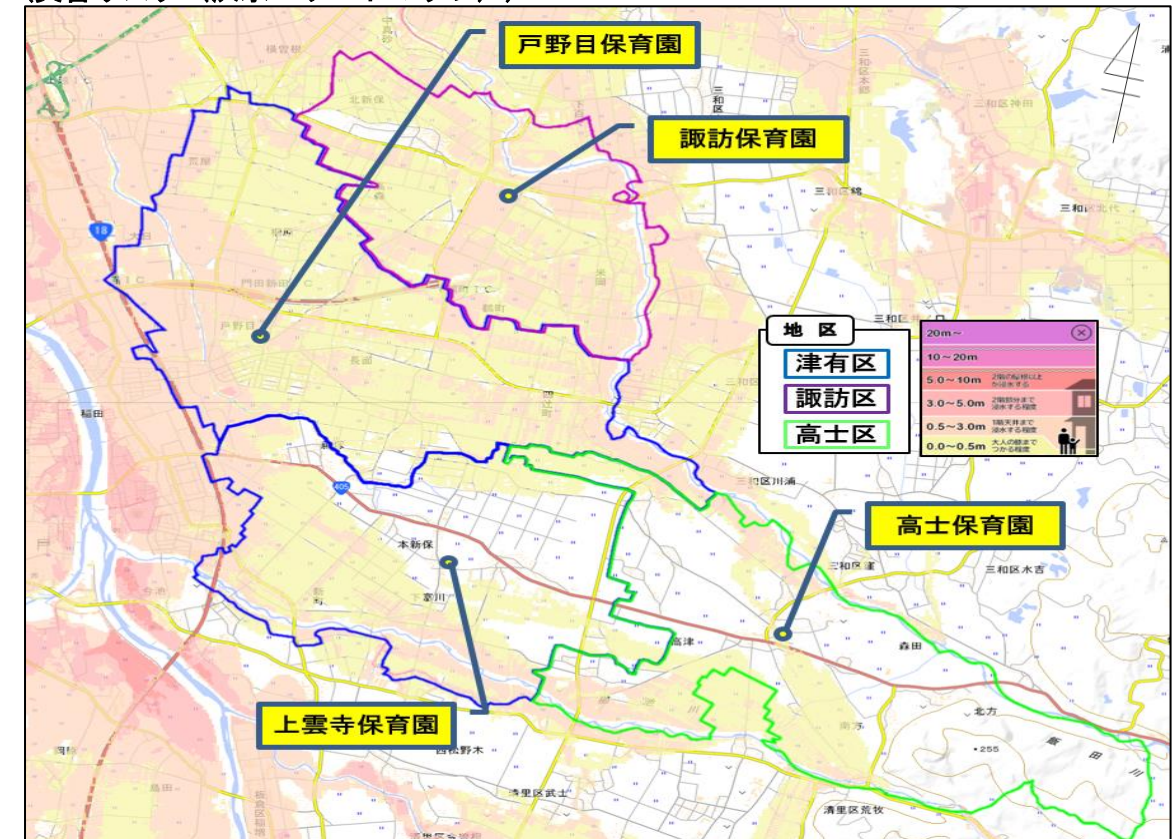


出典：総務省統計局（e-Stat）

（各園位置図）



（災害リスク（洪水ハザードマップ））



出典：国土地理院（重ねるハザードマップ）

I 民間移管に向けて

①民間移管とは

公立保育園の「設置運営形態」を市から民間事業者へ移管することです。

②民間移管する目的

多様化する保育ニーズに柔軟かつ迅速な対応が可能

特色ある保育を行う保育園が増える

民間の活力を利用し、将来にわたり
持続可能な保育環境を整える

市全体の保育サービスの向上

私立保育園は運営費に対して国や県が約 1/2 を負担しているため、民間移管した場合は、市の財政負担が縮減されます。

③民間移管のメリットと懸案事項

メリット

- ・保育サービスの向上
- ・保護者の選択の幅が広がる

懸案事項

- ・環境の変化による子どもへの影響
- ・費用負担増への懸念

④民間移管した保育園の保育の拡充例

- ・開園日の拡充（365日保育）
- ・開園時間の拡充（7:00～19:00）
- ・給食の主食提供（3歳以上児、有償）

今後の民間移管においても、
拡充の可能性があります。

II 事業者選定及び各種調整

⑤移管先事業者の公募・選定（民間移管決定後）

事業者の公募

事業者選定委員会の設置

学識、財務、保育関係者のほか、子育てに関わる市民及び地域代表者などによる選定委員会

事業者の審査・選定

- ・基本理念、運営の安定性など様々な基準を審査
- ・基準を満たした中から一番得点が高い事業者を選定

⑥移管先事業者と引継協議（事業者決定後～）

移管先事業者と市で、合同・引継保育や職員確保への取組み、民間移管後の園の運営、条件等について決めていきます。

⑦関係者調整会議の開催（事業者決定後～）

保育内容など、移管後の保育園についての様々な調整事項について、保護者、移管先事業者及び市の三者による関係者調整会議を設置し、協議・決定する方向です。

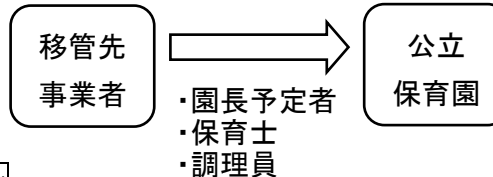
また、新たに導入する内容についても、当会議において、導入可否の話し合いを行います。

話し合い例) 保育内容、通園バス …等



⑧合同・引継保育の実施（移管前の一定期間）

移管先事業者から園長予定者、保育士、調理員が公立保育園に出向し、公立保育園の保育士と一緒に保育を行います。具体的なやり方や引継内容は別途調整し、決定次第お知らせします。



実施目的

- 子どもの個々の状況の把握
- 保護者との関係の構築
- 保育内容や業務等の引継ぎ

III 民間移管スタート

⑨民間移管後の体制

- 公立保育園の保育内容を原則継承
- 認可私立保育園として運営
- 児童福祉法等の関係法令を遵守
- 保育士の配置基準は公立保育園と同じ
- 受入れ定員数は民間移管前の規模を維持
- 保育料は公立保育園と同じ算定方法
- 必要に応じて関係者調整会議の開催

⑩民間移管後のアンケート調査

○民間移管後1年目及び2年目は、民間移管後の保育園についてのアンケート調査を実施します。結果をとりまとめ、保護者へ提供するとともに、移管先事業者にも提供し、改善が必要なものについては、対応を依頼します。

⑪新潟県福祉サービス第三者評価の受審

○民間移管後3年目には、新潟県福祉サービス第三者評価機関の評価を受け、その結果を公表し、評価結果に基づき良質かつ適切な保育サービスの向上を促します。

⑫認定こども園について

○民間移管後は、私立保育園として運営となりますが、移管先事業者の意向によって、民間移管数年後に、認定こども園へ移行する場合があります。移行する場合は、移管先事業者から保護者に説明を行い、同意を得てからとなります。

民間移管することは決定していません。

民間移管については、保護者の意向等を踏まえ、実施の可否を検討します。

民間移管することになった場合は、保護者のご理解、ご協力のもと、十分に話し合いながら進めていき、取組状況等、随時情報提供し、納得を得られるよう進めます。

※本資料とあわせて「公立保育園民間移管Q & A」もご覧ください。

農業経営基盤強化の促進に関する計画 「地域計画」の策定について(概要)

令和6年1月

上越市農林水産部(農政課)

1 地域計画とは…

「地域計画」は、人口減少や高齢化が進むにつれ、農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている状況を踏まえ、**人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図**として、令和5年4月に施行された[改正]農業経営基盤強化促進法により、現在、全国の市町村で計画の策定に取り組んでいます。

特に「地域計画」の中では、**これまで地域の皆さんが守り続けてきた農地を、可能な限り次の世代へ引き継いでいく**ため、農作業の手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化などを含め、**10年後の目指すべき農地利用の姿となる「目標地図」を作成**します。

農地の中には生産条件が悪く、様々な工夫や努力を払っても農業上の利用が困難な農地もあると思いますが、「**将来、地域の農地を誰が利用していくのか**」、「**地域の農業をどのように維持していくのか**」を、現在の農地の状況（現況地図）を見ながら、地域の皆さんと一緒に話し合っ、まとめていきます。

2 地域計画の概要

(1) 根拠法令（農業経営基盤強化促進法）

[第18条：要約] 市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

[第19条：要約] 市町村は、農業者等による協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を定めるものとする。

(2) 事業主体

上越市（地域での話し合いに基づき策定）

(3) 計画策定期間

令和5・6年度（2か年）

(4) 計画策定区域

地域自治区 26計画 ※市街化区域（高田区、直江津区）は対象外

(5) 参加者

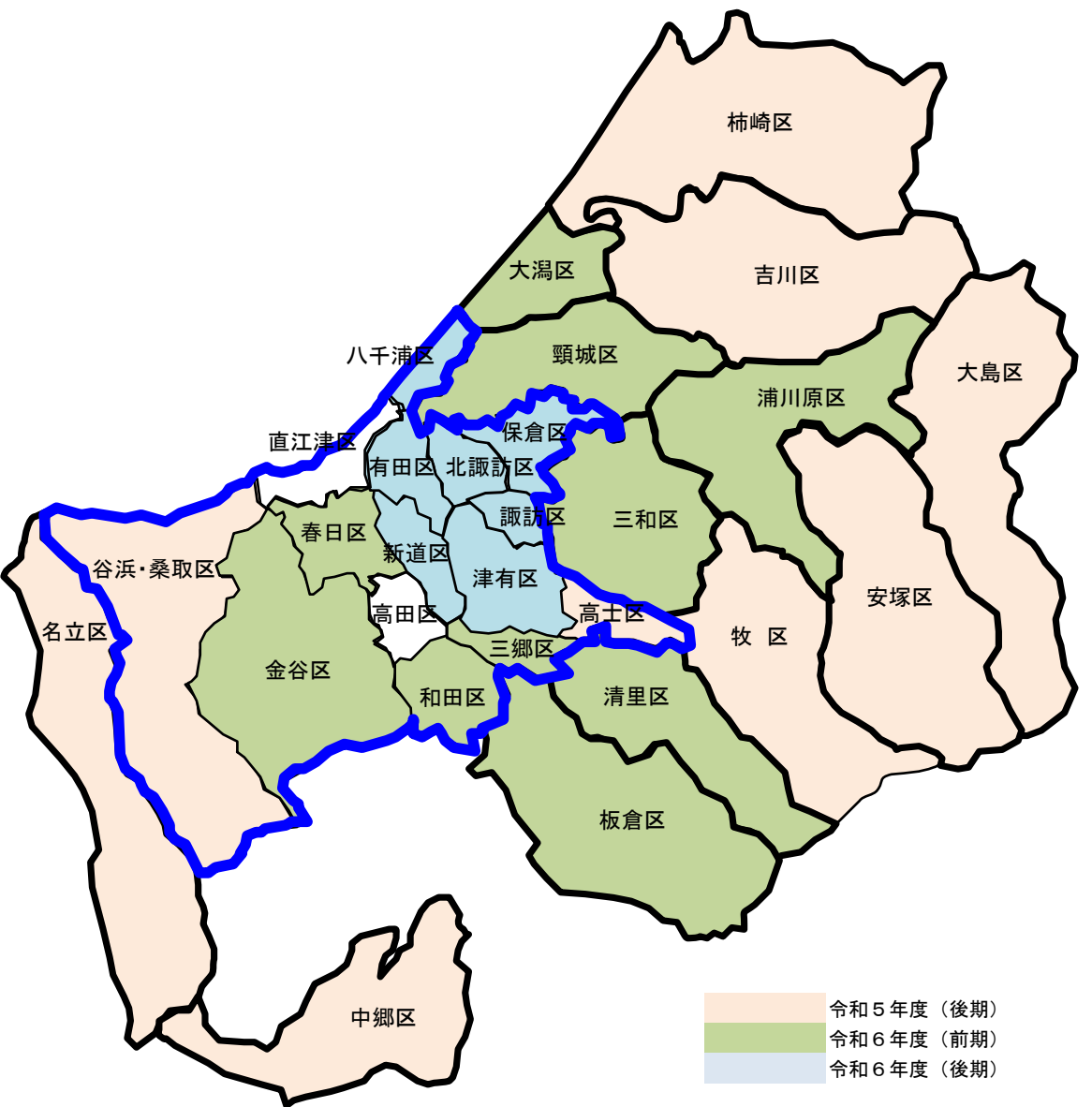
農業者等、農家組合長、JAえちご上越、土地改良区、新潟県、上越市、上越市農業委員会 など

(6) まとめ（結果）

- ・協議状況 . . . 市ホームページで適宜公表
- ・地域計画 . . . 令和7年3月に全計画を公告

※農地の所有権や利用権は移動しません。

※ 計画策定区域 (26地域)



1	高田区	対象外	16	安塚区	
2	新道区	R6後期	17	浦川原区	R6前期
3	金谷区	R6前期	18	大島区	R5後期
4	春日区	R6前期	19	牧区	R5後期
5	諏訪区	R6後期	20	柿崎区	R5後期
6	津有区	R6後期	21	大湫区	R6前期
7	三郷区	R6前期	22	頸城区	R6前期
8	和田区	R6前期	23	吉川区	R5後期
9	高士区	R5後期	24	中郷区	R5後期
10	直江津区	対象外	25	板倉区	R6前期
11	有田区	R6後期	26	清里区	R6前期
12	八千浦区	R6後期	27	三和区	R6前期
13	保倉区	R6後期	28	名立区	R5後期
14	北諏訪区	R6後期			
15	谷浜・桑取区	R5後期	※計画策定区域:26地域		

3 地域計画の記載事項

(1) 当該地域における農業の将来の在り方

- ①地域計画の区域の状況
- ②地域農業の現状と課題
- ③地域における農業の将来の在り方

(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- ①農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
- ②担い手に対する農用地の集積に関する目標
- ③農用地の集団化（集約化）に関する目標

(3) 目標を達成するために必要な措置

- ①農用地の集積、集団化の取組
- ②農地中間管理機構の活用方法
- ③基盤整備事業への取組
- ④多様な経営体の確保・育成の取組
- ⑤農業協同組合等の農業支援サービス事業者への農作業委託の取組

(4) 地域内の農業を担う者（目標地図に位置付ける者）

- ・農業者氏名、作物名、経営面積など

(5) 目標地図

- ・10年後の地域の農地を見据え、農地ごとに将来の耕作者を目安として設定
- ・あくまで目安であり、農地の売買や賃借などの権利設定は発生しない
- ・将来の耕作者が直ちに見つからない場合は、「今後検討等」として随時調整
- ・目標地図は、地域の情勢の変化に応じて、適宜見直す

※ その他任意事項

- ①鳥獣被害防止対策、②有機・減農薬・減肥料、③スマート農業、④輸出、⑤果樹等、⑥燃料・資源作物等、⑦保全・管理等、⑧農業用施設、⑨耕畜連携
- ⑩その他

4 高土区の地域計画の進め方

(1) 計画策定区域

高土区（14集落）

(2) 参加者

- ・ 農業関係者 : 農業者（認定農業者、認定新規就農者、生産組織、農業法人等）農家組合長など
- ・ アドバイザー : J A えちご上越、関川水系土地改良区
- ・ オブザーバー : 新潟県（上越地域振興局）
- ・ 事務局 : 上越市（農林水産部）、上越市農業委員会、上越市担い手育成総合支援協議会

(3) 協議（話し合い）※地域懇談会予定

- ・ 時期 : 第1回 令和6年2月 6日（火）
- 第2回 3月 5日（火） ※日程は変更する場合があります。
- 第3回 3月21日（木） ※その他必要に応じて別途開催
- ・ 会場 : 高土地区公民館

(4) まとめ（結果）

- ・ 協議状況 . . . 市ホームページで適宜公表
- ・ 地域計画 . . . 令和7年3月に全計画を一括公告 ※農地の所有権や利用権は移動しません。